

長期優良住宅化リフォーム推進事業のためのインスペクター講習団体の募集について

平成 27 年 2 月 5 日

1. 趣旨

長期優良住宅化リフォーム推進事業は、インスペクション、性能の向上を図るリフォーム及び適切なメンテナンスによる既存住宅ストックの長寿命化に資する優良な取り組みに対し、国が事業の実施に要する費用の一部について支援することにより、既存住宅ストックの質の向上及び流通促進に向けた市場環境の醸成、及びそれらの取組の普及を図ることを目的とします。

本紙は、本事業において実施するインスペクションを行う者に講習を実施する団体を募集するものです。

2. 募集要件

2-1. 対象団体

本事業において下記の要件を満たす団体を募集します。

- ・住宅のインスペクションの講習会及び講習後の修了考査を行った上で合格者について登録を行っていること。
- ・登録されているインスペクターについてホームページ等で公表していること。
- ・登録されているインスペクターに対する監督*が可能であること。

※登録されているインスペクターに不正が明らかとなった場合、国土交通省に報告するとともに、当該インスペクターに関する情報を公開されているホームページから削除すること。

- ・登録されるインスペクターの数が概ね 50 人以上の規模であること。
- ・自らがインスペクションを実施する団体でないこと。
- ・団体の役員、理事等の過半が特定の住宅関連事業者等（リフォーム事業者、住宅生産者、宅地建物取引業者等）に属する、又は過去 2 年以内に属していた状態にないこと。

2-2. 講習会の条件

本事業におけるインスペクター講習団体で実施するインスペクター講習会は下記の要件を満たすことを必須とします。

- ・「既存住宅インスペクション・ガイドライン」（平成 25 年 6 月、国土交通省）（以下、ガイドライン）に沿った講習を実施する。
- ・現場写真等、事例を踏まえた講習を実施する。
- ・講習会の時間を概ね 4 時間以上とする（休憩時間を除き、修了考査時間を含む）
- ・必要な知識等の習得状況を確認するため修了考査等を行うものとする。

なお、本事業のインスペクター講習団体として事務局に届出た後、これらの要件に反する場合は、当該団体としての届出を抹消する場合がありますのでご注意ください。

2-3. インспекターの条件

本事業におけるインスペクションを実施できるインスペクター(以下、登録インスペクター)は下記の条件を全て満たすこととします。

- ・P1「2-2」に示す講習会の条件に適合する講習会を受講後、修了考査に合格し、インスペクター講習団体の登録を受けた者*。

※・インスペクター講習団体によるインスペクションに関する考査に合格済であり、かつ十分にインスペクションの実績を有する者については、「ガイドライン」に則った講習を補完的に受講することによって、本条件を満たす者として見なすことを可能とする。

- ・本募集による講習団体の届出前に実施した講習会の受講及び修了考査への合格であっても条件を満たすものとする。

- ・「ガイドライン」に則ったインスペクションを適正に実施する能力を有すること。なお、「ガイドライン」に則ったインスペクションは以下を指すものとする。

- a 「ガイドライン」に記載された基本的な考え方、趣旨を理解すること
- b インスペクションの検査項目、検査方法、手順及び公正な業務実施のために遵守すべき事項を遵守すること
- c インスペクター等についての情報の開示等を行うこと

- ・原則として団体のホームページで公表された者であること（詳細は2-4参照）。

- ・建築士（一級建築士、二級建築士、木造建築士）または建築施工管理技士（1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士*¹）資格を有する者*²。

※1）2級建築施工管理技士については「建築」または「躯体かつ仕上げ」を有する者とし、「躯体」のみまたは「仕上げ」のみを有する者は対象外とする。

※2）建築士が本事業におけるインスペクションを実施可能とする住宅は建築士法第3条から第3条の3に基づき、保有資格ごとに設計・監理できる住宅とする。また、建築施工管理技士についてはそれぞれのインスペクターの実務経験を鑑み、インスペクションを実施できる種類の住宅を対象とすることが望ましい。

2-4. インспекターに関する公表情報について

インスペクター講習団体は、本事業におけるインスペクションを行おうとする者がインスペクターの情報を容易に把握できるよう、インターネットのホームページで情報を公開することを必須とします*。公開内容は別表1の通りです。

※やむを得ずインスペクターの情報を公開できない場合は、都道府県別の登録インスペクター数を公表した上で、常設の連絡先窓口を設けてインスペクションを行おうとする者が団体を通じてインスペクターの情報を入手できる体制とすること。

別表1) インспекターに関するホームページ上での公開情報

公開内容	備考
番号またはID	インспекターごとにユニークな番号またはIDとし、団体ごとの任意のものとするのが可能
氏名	—
勤務先名	建築士は建築士事務所登録を有する事業所に限る
連絡先	電話番号・住所
保有資格	一級建築士、二級建築士、木造建築士、1級建築施工管理技士※、2級建築施工管理技士（建築）※、2級建築施工管理技士（躯体）かつ2級建築施工管理技士（仕上げ）※の資格保有情報

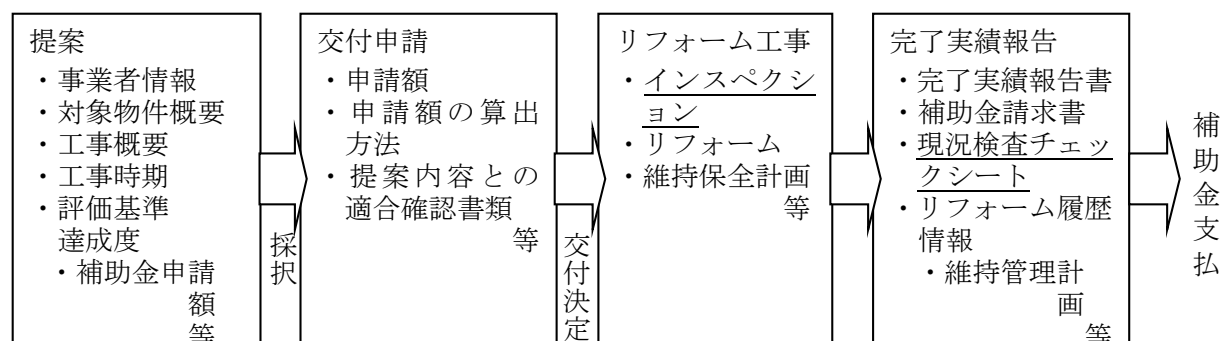
※建築施工管理技士のインспекターについてはこれまでの実績を鑑み、インスペクションを実施可能な住宅の種類を公開することが望ましい。

やむを得ず本事業の採択開始日に公表が間に合わない場合は、公表開始予定日を事務局に報告した上で、速やかに公表することとします。

3. 業務の内容

本募集で届出をした団体に登録するインспекターは平成26年度補正予算長期優良住宅化リフォーム推進事業におけるインスペクションを実施することができます。本事業の流れは下記の通りであり、原則としてインスペクションは補助金交付決定後に実施します。

別図1) 本事業の流れ



本事業におけるインスペクションは、原則として本募集で届出をした団体に登録されたインспекターにより実施するものとします。ただし、対象住宅の近くに登録インспекターが存在しない場合※は、登録インспекター以外の建築士資格による実施とすることを可能とします。

※対象住宅のインスペクション業務を実施可能な登録インспекターが遠隔地のみにしか存在しない場合等。

本事業によるインスペクションは、原則として指定する現況検査チェックシートを用いて行うものとし、補助事業完了実績報告書提出の際に事務局へ提出するものとします。また、インспекションにおいて判明した劣化事象については、リフォーム時に補修を行うか、維持保全計画に劣化事象の点検・補修等の対応方法とその実施時期を明記することが求められます。

4. 審査

4-1. 審査の手順について

事務局が審査を行い、必要書類を期日までに提出し、かつ適合性が確認された場合、書面で通知します。なお、提出書類の内容に不明確な部分がある場合等には、追加で資料等の提出を求められることがあります。

5. 応募方法

- ・募集期間：平成27年2月5日(木)～2月20日(金) 18時必着*

※募集期間以降であってもインスペクター講習団体の募集は継続して受け付けます。ただし、募集期間内に必要書類を提出し、適合性の確認された団体については平成26年3月上旬を目処（平成26年度補正予算による事業の公募の提案採択前）に公開します。

- ・応募書類提出先：〒104-0031

東京都中央区京橋1-2-4 ノリオビル2階SMB710

(独) 建築研究所長期優良住宅化リフォーム評価室

インスペクター講習団体担当

- ・問い合わせ先

FAX：03-5805-0533

メールアドレス：qanda@choki-reform.com

電話番号：03-5805-0522

土日祝日を除き、9:30～18:00まで（12:00～12:45を除く）

- ・募集要領掲載場所

ホームページ：http://www.kenken.go.jp/chouki_r/

- ・提出書類については書類2部（正1部、正のコピー1部）及び、データの保存されたCD-R 1部提出すること。応募書類郵送用封筒の作成例についてはP5別図2をご参照下さい。

別図 2) 応募書類郵送用封筒の作成例

切手


インスペクター
 講習団体
 応募書類在中

〒104-0031
 東京都中央区京橋1-2-4
 ノリオビル2階SMB710
 (独) 建築研究所
 長期優良住宅化リフォーム評価室

インスペクター講習団体担当 行

差出人情報 (封筒裏面でも可能)
 ・郵便番号、住所
 ・団体名
 ・氏名

A4用紙を折り込まずに封入可能な封筒を用いて下さい
 この中に、正1部、正のコピー1部、様式データの保存されたCD-R 1枚を封入してください

様式 正1部


様式 正のコ
 ピー1部


CD-R 1部
 様式データ
 (エクセル)、
 インスペクター
 リストのデ
 ータ

団体名称を
 CD-R表面に記
 載すること

6. 提出にあたっての注意事項等

提出書類は別表2に示す通りとします。

別表 2) 提出書類一覧表

書類名	備考
インスペクター講習団体申請書	指定書式に記入し、提出すること。
講習会の要件確認	
同意書	
登録インスペクターリスト	任意様式とし、インスペクターにはユニークな番号またはIDを付し、「氏名」・「所属」・「連絡先(住所・電話番号)」・「保有資格 ^{※1)} 」を明記すること。また、「インスペクション可能な住宅種別 ^{※2)} 」についても明記することが望ましい。 なお、CD-Rで提出する際のデータ形式は、Microsoft Excel または csv 形式とすること。

※1) 「保有資格」は一級建築士、二級建築士、木造建築士、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士(建築)、2級建築施工管理技士(躯体)かつ2級建築施工管理技士(仕上げ)の資格保有情報

※2) 「インスペクション可能な住宅種別」については、建築士の場合は保有する建築士免許の種別に応じた住宅の規模・構造を、建築施工管理技士の場合はこれまでの実績を鑑み、インスペクションを行うことが可能な住宅の構造・建て方等を記入すること。

7. その他注意事項

インスペクションの費用については特に制約はありませんので、施工業者と調整のうえ決定して構いません。なお、本事業においてはインスペクションに要する費用の1/3を補助対象とすることができます。

また、採択されたインスペクター講習団体におかれましては、本事業の調査・評価のために事後のアンケートやヒアリング、より詳細なデータの提供等に協力していただくことがあります。